

平成 26 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

| | |
|---------------------------------|----|
| ◎ 所管事項説明 | |
| 1 「平成26年版成果レポート（案）」について | 1 |
| 2 新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について | 3 |
| 3 三重県総合博物館（M i e M u）について | 29 |
| 4 生活排水対策について | 31 |
| 5 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況について | 33 |
| 6 各種審議会等の審議状況について | 37 |
| 別冊 「平成26年版成果レポート（案）」（環境生活部関係抜粋） | |

平成 26 年 6 月 20 日

環境生活部

1 「平成26年版成果レポート(案)」について

◎ 所管の施策、選択・集中プログラムについて

環境生活部が主担当である施策、選択・集中プログラムは、下表のとおりです。
 なお、これらの施策評価表および選択・集中プログラムの取組評価表は、別冊「平成26年版成果レポート(案) 環境生活部関係抜粋」にまとめました。

| 施 策 | 進展度 | 別冊1の頁 |
|-------------------------|-----|-------|
| 132 交通安全のまちづくり | B | 2頁 |
| 133 消費生活の安全の確保 | B | 6頁 |
| 151 地球温暖化対策の推進 | B | 10頁 |
| 152 廃棄物総合対策の推進 | B | 14頁 |
| 154 大気・水環境の保全 | B | 18頁 |
| 211 人権が尊重される社会づくり | B | 22頁 |
| 212 男女共同参画の社会づくり | C | 26頁 |
| 213 多文化共生社会づくり | B | 30頁 |
| 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり | B | 34頁 |
| 261 文化の振興 | B | 38頁 |
| 262 生涯学習の振興 | B | 42頁 |

| 選択・集中プログラム | 進展度 | 別冊1の頁 |
|---------------------------------------|-----|-------|
| 緊急課題解決 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト | A | 46頁 |

2 新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について

1 経緯

「三重の文化振興方針」策定（平成 20(2008)年 3 月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い観点から 10 年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、昨年 7 月に第 1 回三重県文化審議会を開催して調査審議を開始しました。

2 三重県文化審議会の開催経過

これまでの開催経過は、次のとおりです。

（平成 25 年）

- | | | |
|--------------|-------------------|---------------------------------|
| 7 月 24 日（水） | 第 1 回 三重県文化審議会 | ・新しい文化振興方針（仮称）の基本的な枠組み、部会の設置 など |
| 8 月 23 日（金） | 第 1 回 文化交流ゾーン検討部会 | ・めざす姿、ミッション、具体的な連携方策 |
| 10 月 25 日（金） | 第 2 回 文化交流ゾーン検討部会 | ・施設の運営手法のあり方 |
| 11 月 6 日（水） | 第 2 回 三重県文化審議会 | ・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台） |

（平成 26 年）

- | | | |
|---------------|-------------------|------------------------|
| 1 月 22 日（水） | 第 3 回 文化交流ゾーン検討部会 | ・検討結果のとりまとめ |
| 2 月 11 日（祝・火） | 第 3 回 三重県文化審議会 | ・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案 |

3 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案に係るパブリックコメント等の概要

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案に係るパブリックコメント等の概要は別添 1 のとおりです。

なお、提出された意見の概要と県の考え方については、6 月末を目途に県ホームページで公表したいと考えています。

4 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案の修正

パブリックコメントや市町等への意見照会の結果をふまえた修正後の「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案は別添 2 のとおりです。

5 今後のスケジュール

- | | |
|-------|-------------------------|
| 8 月上旬 | 第 4 回文化審議会（方針案の審議） |
| 9 月 | 方針案の答申 |
| 10 月 | 方針案を環境生活農林水産常任委員会において説明 |
| 11 月 | 方針の公表 |

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案に係るパブリックコメント等の概要

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案について、パブリックコメント及び市町等への意見照会を実施したところ、その概要は以下のとおりでした。

1 パブリックコメント

(1) 実施期間

平成 26 年 3 月 31 日（月）～4 月 30 日（水）（31 日間）

(2) 意見件数

52 件（29 名） ※一部同趣旨の意見はまとめて 1 件とカウントしています。

(3) 主な意見の概要と県の考え方

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| ①方針における宗教や信仰への言及について | |
| 本中間案全体を通して感じられることであるが、公的な機関の「方針」に、「神」「聖域」「信仰」などを真っ先に出すべきではない。 | 伊勢や熊野の存在が本県の文化の形成に与えた影響を客観的な事実として記述したいと考えたものであり、特定の宗教や信仰を指示したり、特別なものとして扱う意図はありません。 |
| ②方針における「郷土愛」の取扱いや文化の捉え方について | |
| 全体的に「熊野と伊勢」にこだわりすぎる、また「郷土愛」を強調しすぎるように思う。歴史や地域文化だけでなく、産業、技術、スポーツなどもっと多様な文化にふれてほしい。 | 「郷土愛」について必要以上に強調するつもりはありませんが、自らの郷土に誇りや愛着を感じることで幸福実感につながる面もあるのではないかと考えています。 また、本方針では、まずは芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が掲げている文化を対象にしたいと考えています。 その上で、文化振興施策の実施にあたっては、生涯学習や産業振興あるいは観光振興といった関連のある施策との連携を進めていきたいと思ひます。 |

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| ③地域に根ざした多様な文化の内容について | |
| 地域に根ざした多様な文化の例示に、伝統的な行事や芸能、民話、食だけでなく、工芸や民芸も加えてほしい。 | ご意見をふまえ修正します。 |
| ④文化を担う主体の範囲について | |
| 文化を担う主体の例示に、民間、行政だけでなく、団体、個人も加えてほしい。 | ご意見をふまえ修正します。 |
| ⑤基本目標(3)への国際的な視点の追加について | |
| 基本目標(3)の説明文に「在住外国人とも積極的に文化交流し、その文化を受け入れ、そこから新たな三重の文化を生み出していくこと」を明記してほしい。 | ご意見をふまえ修正します。 |
| ⑥県立図書館の運営手法のあり方について | |
| ア 県立図書館は県直営とすべきである。 | 「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会（文化交流ゾーン検討部会）における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めます。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。 |
| イ 県立図書館が図書館ネットワークの中核となり、県内の図書館を支援していく（ハブ的な役割を果たす）ためには、中立的な立場で業務を行うことが必要である。 | 仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはないことから、受託者の如何を問わず、中立性は保たれなくてはならないと考えています。（指定管理者の業務は、県との協定により規定されるため、中立性を損なうような対応は事実上不可能であると思われまます。） |
| ウ 指定管理者制度のもとでは、継続性、専門性（司書の人材育成）、公益性（資料の収集・保存など地味だが重要な業務の遂行）が担保されない。 | 仮に指定管理者制度を導入する場合でも、県立図書館としての専門性や公益性が担保されるよう必要な措置を講じなければならないと考えています。 |

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| ⑥県立図書館の運営手法のあり方について | |
| エ 民間への委託が経費削減のためなら、絶対にあってはならない。 | 地方独立行政法人制度や指定管理者制度を活用する最も重要な目的は「県民サービスの向上」であり、「経費の削減」ではないと考えています。 |
| オ 個人情報を経営目的も備える民間事業者が管理することに不安を感じる。 | 仮に指定管理者制度を導入する場合でも、個人情報については、指定管理者との協定の中で、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理するよう求めますので、不適切な取扱いがなされることはないと考えています。 |
| カ 図書館は県民の知る自由や権利を保障する場であり、この重大な責任や義務を県が放棄し、民間会社等に任せてしまうのは県として大変恥ずかしい。 | 仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、県としては、引き続き、県民の知る自由、知る権利を保障する責務を果たしていかなければならないと考えています。(指定管理者制度の導入が、そのような県の責務を放棄することにつながるとは考えていません。) |
| キ 県を代表する公共図書館として様々な場で行う発言や報告を企業に委ねてしまってもよいのか不安に思う。 | 仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、三重を代表する公立図書館として発言や報告を求められる際には、県としての考え方をしっかりと整理したうえで、指定管理者に伝えていきたいと考えています。 |
| ⑦三重県らしい取組への注力について | |
| 全方位的な文化振興戦略ではなく、特徴ある三重県らしさに注力してほしい。 | 中間案では、施策の方向性を5つ掲げ、そのうち「【方向性1】人材の育成」と「【方向性5】文化の拠点機能の強化」については、特に重点的に実施すべき施策（重点施策）と位置づけて、効率的かつ効果的に取り組んでいくこととしています。 |

2 市町等への意見照会

(1) 対象機関

29 市町、市町文化協会（13 団体）、三重県博物館協会会員館園（市町所管博物館を除く 30 館）

(2) 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）～4 月 25 日（金）（25 日間）

(3) 意見件数

2 件（2 市町）

(4) 意見の概要と県の考え方

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|--|---|
| <p>(名張市)</p> <p>県立図書館への支援や、市町図書館との連携による全県域の県民へのサービスの提供は、県立図書館の重要な役割であり、「経営努力が反映される運営手法」にはなじまないと考えられるので、より慎重に検討してほしい。</p> | <p>「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会（文化交流ゾーン検討部会）における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めます。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。</p> |
| <p>(朝日町)</p> <p>県立図書館は、市町図書館への支援・指導や県内図書館の連携を担うとともに、先進的な取組など専門性の高い業務にも携わっており、現状どおり県直営を維持してほしい。</p> | |

【修正】「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案

(構成)

I はじめに

II 方針策定の主旨等

1 方針の策定主旨

(1) 文化を取り巻く環境

(2) 社会情勢の変化

①国の文化政策の動向

②経済情勢の変化

③東日本大震災の発生

(3) 本県の文化行政を取り巻く環境の変化

①みえ県民力ビジョンの策定（「文化」が幸福実感に果たす役割）

②本県の財政状況

③三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成

2 方針の対象範囲と期間

(1) 方針の対象範囲

(2) 方針の期間

III みえの文化の特長

1 日本の精神文化の源流－伊勢と熊野

2 交流による発展

3 地域に根ざした多様な文化

4 世界に誇るみえの文化

IV 施策の実施に係る留意点

1 環境変化への対応

2 長所の伸張

3 課題の解決

4 県の役割とさまざまな主体との関係等

(県民の皆さんとの関係)

(市町との関係)

(公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス)

V 基本目標と施策の方向性

- 1 基本目標
- 2 施策の方向性
- 3 重点施策

VI 「文化交流ゾーン」のめざす姿等と施設の運営手法のあり方

- 1 「文化交流ゾーン」のミッション（理念、使命）
- 2 「文化交流ゾーン」のめざす姿
- 3 「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営手法のあり方
 - (1) 3つの基本的な考え方
 - (2) 運営手法のあり方

VII 方針の推進にあたって

※ 最終案の取りまとめに向けて、今後検討する

I はじめに

- ・ 私たち日本人は、古くから天地万物に神が宿るという精神世界に暮らしており、自然と調和して生きることを重視してきた。
- ・ 三重県にはそのような日本の精神文化の源流とも言える2つの聖域－伊勢と熊野（紀伊山地）－がある。この伊勢と熊野を有することが本県のオリジナリティであり、アイデンティティの源泉でもある。
- ・ 情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、今、文化は多様化と画一化の狭間にある。価値観の多様化や、少子高齢化等の影響による担い手の不足により、地域に根ざした生活文化をはじめ独自の文化の継承が危ぶまれている。
- ・ さまざまな環境の変化の中にあっても、私たち一人ひとりが拠って立つべき所はふるさとみえであり、その多様性に富んだ文化である。10年後、20年後も三重県民として誇り高く生きていくために、私たちは、今、改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要がある。
- ・ 県民の皆さんの心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくために、変わりゆくものと変わらないものをしっかりと見据えながら、感覚を研ぎ澄まし、心を込めて文化政策を推進していく。

II 方針策定の主旨等

1 方針の策定主旨

「三重の文化振興方針」（以下「現行方針」）策定（平成20（2008）年3月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、今後、より良い文化コンテンツを継続して効率的・効果的に県民の皆さんに提供し、ふるさとみえに対する誇りや愛着を一層感じられるようにするため、10年先を見据えた本県の文化振興に係る新たな方針として策定する。

(1) 文化を取り巻く環境

- ・ 情報通信手段の急速な進歩と爆発的な普及により、誰でも、瞬時に、そしてより手軽に、国境を越えた世界との交流が可能となった。
- ・ 情報通信手段の多様化や情報のグローバル化は、地域文化にも大きな影響を与えつつある。私たちが入手できる文化に関する情報は多様化しているが、一方で、文化の画一化が進むとともに、少子高齢化や過疎化の影響により担い手が不足し、地域文化の独自性が失われるおそれがある。
- ・ そのような中で、文化には、個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割や、人びとの感性や創造力を高め、心の豊かさを育むエネルギー源としての役割が期待されるとともに、人に生きがいや心身両面の

健康をもたらすなど、高齢化等今日の社会的な課題への対応にも寄与することが期待される。

- ・ また、文化は人びとを引き付ける魅力や社会に与える影響力を持つとともに、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっており、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤にもなると考えられている。

(2) 社会情勢の変化

①国の文化政策の動向

- ・ 平成 23 (2011) 年 2 月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 3 次基本方針)」により 6 つの重点戦略が打ち出された。
- ・ 平成 24 (2012) 年 6 月に公布・施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」により劇場、音楽堂等の意義や役割が位置づけられた。なお、同法に基づき策定された指針 (「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成 25 年文部科学省告示第 60 号)) において、劇場、音楽堂等の設置者又は運営者には、実演芸術団体や大学等と連携・協力し、研修その他の機会を設けることにより、事業を行うために必要な専門的能力を有する人材を養成することが求められている。
- ・ 平成 25 (2013) 年 5 月に文部科学大臣の私的懇話会として設置された「文化芸術立国の実現のための懇話会」において「文化芸術立国中期プラン」が議論され、平成 26 (2014) 年 3 月に策定・公表された。同プランにおいては、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 (2020) 年を目標年次に、日本各地の文化力の基盤を計画的に強化することで、世界に尊敬され、愛される「文化の国」をめざすため、「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」の 3 つを柱にさまざまな施策を推進することとしている。本県においても、このような国の動向をふまえて文化振興施策を検討していく必要がある。

②経済情勢の変化

- ・ 世界経済は、平成 20 (2008) 年 9 月のリーマン・ショック等を経て、世界的な景気後退に陥ったが、平成 21 (2009) 年春には底打ちし、全体として緩やかな回復傾向をたどった。

しかし、平成 23 (2011) 年に入り、欧州債務問題の深刻化、米国の景気回復の陰り等により、世界経済は再び減速した。

平成 24 (2012) 年に入ると急激な景気後退の懸念はいったん緩和したものの、依然として各国の政策措置に支えられた、不安定さを抱えた状態が続いた。しかし、新興国も含め世界的な金融緩和や各種の政策対応が

とられてきた結果、平成25（2013）年初め頃からアメリカをはじめ一部に底堅さもみられるようになってきている。

- ・ 日本経済は、平成21（2009）年第1四半期が景気の谷となり、その後は東日本大震災による一時的な落ち込みを除けば、平成24（2012）年半ばまで緩やかな上向きの動きを維持したが、同年半以降、世界経済の減速等を背景に、景気は弱い動きとなった。

しかし、平成24（2012）年秋以降、新しい政権の経済政策への期待などから円安・株高が進み、また、現政権発足後は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」に一体的に取り組むとの方針の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」や日本銀行による「量的・質的金融緩和」の導入などが行われた。

こうした中、平成25（2013）年1－3月期には実質GDPがリーマン・ショック前の平成20（2008）年7－9月期の水準を回復するなど、景気は持ち直しに転じている。

③東日本大震災の発生

東日本大震災からの復旧・復興の過程において、文化芸術が心の安らぎや勇気を与え、復興への歩みを進める人びとの心の支えとなることが再確認された。また、震災により地域全体が壊滅的な被害を受けた中で、人びとが地域に根ざした伝統的な行事や民俗芸能をいち早く復活させたことが、自律的な復興の力になったという事例もある。このように、東日本大震災を機に改めて文化の果たす役割、意義への期待が高まっている。

(3) 本県の文化行政を取り巻く環境の変化

①みえ県民力ビジョンの策定（「文化」が幸福実感に果たす役割）

- ・ 一人ひとりの価値観、考え方により、求める幸福の形、内容はさまざまだが、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることによって実感できる。
- ・ 文化そのものや文化活動は、自らのアイデンティティの認識や相互理解の促進、共感の醸成を通じて、人びとの幸福実感を高めるものと考えられる。
- ・ 県の文化政策は、県民の皆さんの幸福実感を高めるために、どのようなことができるのか、今、改めて意義が問われている。

②本県の財政状況

- ・ 本県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、県税収入に多くを期

待できず、また、義務的経費の増嵩が見込まれるなど、今後一層厳しくなることが予想される。

なお、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の計画期間中の財政見通し（一般会計）では、要調整額（財源不足額）を284億円程度、また、平成27(2015)年度末地方債残高を1兆4千億円弱と見込んでいる。

- ・ このような中で、みえの文化を守り伝えるとともに、新たな文化を創造し、一層発展させるため、必要な施策を十分に吟味しながら文化政策を推進していく必要がある。

③三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成

- ・ 三重の自然と歴史・文化に関する資産の保全・継承、学びと交流を通じた人づくりへの貢献、地域への誇りと愛着の醸成や地域づくりへの貢献を使命とする三重県総合博物館が、平成26(2014)年4月に開館した。

今後、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの「協創」と多様な主体との「連携」の2つの視点で、調査研究、収集保存および活用発信の諸活動に取り組んでいく。

- ・ これを機に、三重県総合博物館や県立美術館を含む三重県総合文化センター周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、全体としての魅力を高めることで、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することが求められている。

2 方針の対象範囲と期間

(1) 方針の対象範囲

文化振興は「文化」のためだけのものではなく、あらゆる施策にインパクトを与え、社会や経済の発展をもたらすものであるという認識のもと、芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が対象としている範囲に加え、生涯学習振興、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興など文化振興の目的に沿って幅広くとらえる。

(2) 方針の期間

平成26年度からおおむね10年（平成35年度まで）を対象期間とする。

Ⅲ みえの文化の特長

1 日本の精神文化の源流－伊勢と熊野

- ・ 「伊勢へ七度（ななたび）、熊野へ三度（さんど）」という言葉があるように、伊勢と熊野は古くから信仰を集めてきた。

- ・ 伊勢の地は伊勢湾に開け、古くから東国に向けた海上交通の要地であるとともに、大和の国の東に位置し、太陽信仰の聖地として、天照大神を祀るのに相応しい土地であると考えられたものと思われる。伊勢神宮では、「常若（とこわか）」という言葉に象徴されるように20年に一度遷宮が行われるが、その営みは古からの知恵や技術、素材の伝承に支えられており、古材等は末社に至るまで再利用され、使い続けられる。
- ・ 熊野の地は古くから神々の鎮まる特別な地域であり、「黄泉（よみ）の国」の入り口があると考えられていたが、のちには山岳修行の霊場としても知られた。熊野詣には、一度黄泉の国にふれ、また生まれ変わって現世へ戻るという意味があったとされる。この地への旅路は難行苦行の連続であり、人びとはその果てに悟りと不思議な力を得ることができたと言われている。
- ・ いずれも伊勢や熊野の地であることに意味があったものと思われるが、古くから、「文化の力」で栄えてきた場所は中央から離れていることが多い。本県が中央から離れていることも独自性を発揮できる要因の一つであると考えられる。

2 交流による発展

- ・ 日本列島のほぼ中央に位置する三重県は、古くから都とのつながりが深く、また、東西の結節点として東海道、伊勢街道、大和街道、熊野街道など数々の街道が整備されるとともに、当時安濃津と呼ばれていた津の港は日本三津に数えられるほど栄え、人・モノ・情報の交流が盛んな土地であった。さらに、近世になると「おかげまいり」や「熊野詣」が庶民の間にも広がり、全国から多くの人びとが訪れ、ますます交流が盛んになった。
- ・ このように、みえの文化と全国津々浦々の文化が交流し、地域の違いを超えて混ざり合い、本県の今日の文化を形成してきた。また、そのような歴史的・地理的な条件から、外部の人や文化を懐深く受け入れる寛容さや、おもてなしの精神が育まれてきた。
- ・ その背景には、祈祷の委託や参拝者の宿泊、案内を業とし、御札や伊勢暦（いせごよみ）、伊勢白粉（いせおしろい）などを持って全国を巡った伊勢神宮の御師（おんし）や、江戸店（えどだな）を支配人に任せ、茶や花・俳句・学問などの「あそび」をよくして、文化への支援や文化人との幅広い交流を行った三井や川喜田等伊勢商人などの存在があった。国学者の本居宣長は商家の出身であり、松坂にいて常に全国に情報発信し、また、宣長を慕い多くの文化人が松坂を訪れたが、御師が宣長の学問の普及に貢献した例もあったと言われる。
- ・ このようなさまざま交流による知識や情報の集積が、本県の文化人のみならず、商人や豪農と呼ばれた人びとに豊かな知識や文化をもたらしていたと思われる。例えば、現在の鈴鹿市の出身でロシアに漂流した大黒屋光太夫は、若い

頃には江戸に奉公に出て伊勢商人としても活動し、一介の商人に留まらない優れた才能と教養を身に付けていた。光太夫が帰国して伝えた見聞体験は、日本とロシアの交流のきっかけになるとともに、蘭学の発展に寄与し、江戸幕府にさまざまな影響を与えた。

3 地域に根ざした多様な文化

- ・ 本県が東西の結節点に位置することや、南北に長く、多様な気候・風土を有することに加え、県内を縦横無尽に走る街道や東西を結ぶ海路を通じて盛んな交流が行われたことにより、街道や海岸線に沿ってさまざまなまちが分散して発展してきた。
- ・ 現在の本県域は旧の伊勢国、伊賀国、志摩国と紀伊国の一部からなっている。
伊勢国は、伊勢湾に沿って日本有数の平野が開け、早くから農耕が行われるとともに、漁業・水運業も活発であり、また、神宮の鎮座地として常に中央と直結していた。伊賀国は、周囲を山地に囲まれた盆地で、東海道第一の国として早くから東大寺領荘園が設けられ、農業とともに林業が盛んであった。志摩国は、リアス式海岸を有し、古代から「御食つ国（みけつくに）」として、多くの海産物を朝廷や伊勢神宮に貢進してきた。そして、紀伊国は、峻険な山地に、温暖で多雨な気候から深い森林が広がり、林業が盛んであるとともに、聖地をめざして人びとが行き交った。
- ・ このような豊かで多様性に富んだ自然環境や歴史を背景に、人びとは、無病息災や五穀豊穡を祈願する獅子舞やお神楽などそれぞれの集落に根ざした伝統的な行事や芸能、工芸、民芸、民話、食などの文化を今に守り伝えてきた。そして、それらは世代を超えて引き継がれ（タテ系）、地域社会の精神的な基盤（ヨコ系）となってきた。そのような個性豊かで多様な文化の土台のうえに、今日のみえの文化がある。

4 世界に誇るみえの文化

- ・ 先にふれた伊勢神宮の式年遷宮の営みはまさに循環型システムであり、持続可能な社会のあり方が模索されている現代において、世界のモデルとなりうるものである。また、平成 26（2014）年に世界遺産登録 10 周年を迎える熊野古道は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録された世界遺産であり、それぞれの霊場を結ぶ参詣道が、紀伊山地の大自然やそこに暮らす人びとの生活とも結びつき、独特の文化的景観を形成している。
- ・ 江戸時代に伊勢で生まれ、煙草入れなどの小物として参詣客の人気を集めた「擬革紙（ぎかくし）」は、明治時代にはヨーロッパへ輸出され、1900 年のパリ万博では金賞を受賞するなど好評を博した。
また、江戸時代に鈴鹿市白子地区を中心に独占的に生産・販売されていた「伊

「勢型紙」は、19世紀後半に万国博覧会などを契機に欧米に渡り、斬新なデザインとして受け入れられ、20世紀初頭にかけて活発化した美術・工芸改革運動に大きな影響を与えた。現在でも欧米の美術館・博物館には多数の型紙が所蔵されており、その影響力の大きさを物語っている。

以上のようなみえの文化の特長をふまえれば、これまでの本県の発展を支え、また、これからも拠り所となるみえの文化の本質は次のとおりである。

「不易」と「流行」の文化

- ・ 本県が生んだ俳聖松尾芭蕉が提起した俳諧の理念の一つに「不易流行」があるが、古くから変えてはならないものを守り伝えるとともに、交流により外部の人や文化を柔軟に受け入れてきたみえの歴史そのものが「不易流行」を体現していると思われる。
- ・ 知恵や技術が時代を超えて継承されること（循環）により「不易」（時代を超えた不変性）を生じ、人・モノ・情報が地域を越えて行き交うこと（交流）により、多様な文化を受け入れて新たな価値を生み出し、「流行」（その時々に応じた変化）を得る。このような「不易流行」の考え方こそが、新たな文化の創造につながってきたと考えられる。
- ・ そして、私たちが長年にわたり培ってきた「寛容」や「おもてなし」の精神が、そのようなみえの文化を支えてきた。
- ・ これからも、みえの「ええとこ、ええもの」を守り伝えながら、時代に応じた変化を受け入れることで、新たなみえの文化が生まれ、一層発展する可能性を秘めている。

IV 施策の実施に係る留意点

今後、次の点に留意しながら文化振興施策を実施していく。

1 環境変化への対応

情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、文化を取り巻く環境は大きく変化していることから、常にその動きを注視することはもちろんのこと、変化のもたらす負の部分にも目を配り、文化に期待される役割を意識しながら、その時々状況に応じて適切な施策を講じるよう努める。

2 長所の伸張

「日本の精神文化の源流とも言える伊勢と熊野を有すること」、「さまざまな

交流によって文化が発展してきたこと」、「地域に根ざした多様な文化が育まれてきたこと」、「世界に誇るべきさまざまな文化があること」がみえの文化の特長であり、今後とも、これらを生かしてさらに県民の皆さんが誇りと愛着を感じ、幸福を実感できるようなみえを創っていく。

3 課題の解決

現行方針の策定後、5つの基本方向に沿って取組を進めてきたが、多くの成果が得られた一方で、残された課題もある。文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものであることをふまえ、現行方針のうち、踏襲すべき点は踏襲した上で、残された課題の解決に向けて取り組む。

現行方針の主な成果と課題は次のとおりである。(詳細は別添資料を参照)

① 方向1～広げる、高める～

(成果) 県民が多様な文化にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供

(課題) 多様な文化にふれ親しむ機会を一層提供することによる次世代の育成

② 方向2～守る、伝える～

(成果) 国史跡斎宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習やまちづくり活動を支援

(課題) 観光振興や地域の活性化につなげるための地域との連携

③ 方向3～つながる、発信する～

(成果) 日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で、文化分野の連携・交流を促進

(課題) 三重の多様な文化の魅力の効果的な発信

④ 方向4～創造する、生かす～

(成果) 歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援

(課題) 新たなみえの文化の創造、施設・文化団体だけではなく市町、学校等幅広い関係者との連携

⑤ 方向5～支える～

(成果) 県立の各文化施設が拠点機能を発揮し、特色ある取組を展開

(課題) 各施設の拠点機能の強化、施設間における連携の推進

4 県の役割とさまざまな主体との関係等

(県民の皆さんとの関係)

- ・ 文化とは、最も広義で捉えれば、「人間と人間の生活にかかわる総体」を意味しており、対象とする範囲が広いことから、民間・行政、団体・個人を問

わず、さまざまな主体が担いうる。

- ・ 県内各地には、さまざまな文化的な活動を行っている団体・個人や文化振興を支える組織がある。
- ・ 文化の担い手は県民の皆さんである。県は、県民の皆さんが自らの意思で、主体的に文化にふれ親しんだり、文化を支えたりすることができるような環境の整備や風土づくりに取り組む。

(市町との関係)

- ・ 広域自治体としての県だけではなく、基礎自治体である市町においても、さまざまな文化振興施策が講じられている。
- ・ しかし、県・市町を通じて財政状況が厳しい中で、より効果的・効率的に文化振興を進めるためには、県と市町が適切に役割を分担し、それぞれがその役割をしっかりと果たすとともに、共通の課題に対しては連携して取り組んでいく必要がある。
- ・ 県は、今後とも広域自治体として、専門性・広域性に基づく役割や、対象の規模や性質等をふまえた先導的な役割を果たしていく。

(公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス)

- ・ 文化を担う主体はさまざまであるが、県は税金によって文化行政を行っていることをふまえれば、他の主体が収益性や専門性などの理由から取り組むことが難しい課題や分野にも目を配り、必要な施策を講じていくことが求められる。
- ・ また、文化振興にあたっては、文化の持つ価値やおもしろさ、奥深さを伝え、文化そのものに対する県民の皆さんの関心を高めることが不可欠である。そのためには、高い芸術性はもちろんのこと、大衆性や娯楽性といった要素も織り交ぜて施策を実施することが求められる。
- ・ 今後、具体的な施策の企画・実施にあたっては、以上のような視点を十分にふまえるものとする。

V 基本目標と施策の方向性

1 基本目標

- (1) 文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する

「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえ、県は、県民の皆さんの幸福実感を高めることを最

重要目標として、文化政策を推進する。そのためには、アイデンティティや心の豊かさを育む力、あるいは高齢化等今日の社会的な課題への対応に寄与する力といった文化の持つ価値や魅力をさらに高めていく必要がある。

また、10年先、20年先を見据え、特に次代を担う若い世代が、文化にふれ親しむことを通じて豊かな人間性や「創造力・想像力」を養っていただくことを重視し、新たな文化の創造につながるよう次世代の育成を推進する。

(2) 郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する

環境変化の中で、これからも三重県民として誇り高く生きていくためには、改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要がある。

文化には個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割があるが、そのためには、まず、みえの文化の素晴らしさを県民の皆さんに知っていただく必要がある。また、県外へも積極的に情報を発信し、県外の方々のみえの文化をどう感じているのかを知ることが、郷土への誇りや愛着を深めるとともに、アイデンティティの再認識にもつながる。

(3) 多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

本県は、歴史的・地理的な条件から、従来、多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより発展してきた。そして、これからも国や背景等を問わず多様な文化との交流・連携を推進することにより、新たなみえの文化を生み出していく。

なお、新たなみえの文化を創造し、担うのは県民の皆さんであり、県には、そのための環境整備や風土づくりに取り組む役割がある。

2 施策の方向性

基本目標の実現に向けて、次の5つの方向で施策を実施する。

【方向性1】人材の育成

(ねらい)

これからの担う若い世代が文化にふれ親しみ、理解を深める機会を増やすことで、10年後、20年後のみえを担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材の育成に資する。

また、若い芸術家や文化振興を担う専門人材を育成することにより、みえの文化芸術のレベルアップを図る。

(取組方向)

次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント人材、ファシリテーター、舞台技術者等）を育成する。

【方向性2】歴史的資産等の継承・活用

（ねらい）

今ある文化資源に光りをあて、さらに磨きをかけて次代に伝えることで、県民の皆さんが自らの地域に誇りと愛着を感じられるようにする。

（取組方向）

指定文化財をはじめ地域のさまざまな歴史的・文化的な資産や生活文化にさらに磨きをかけて継承するとともに、適切な保存を図りつつ、地域においてより活用されるようにする。

【方向性3】新たな価値の創出

（ねらい）

ものづくりや観光に文化の側面から新たな価値を加え、経済的な活力を生み出す。

また、新たなみえの文化を創造するとともに、広域的に連携することで、みえの文化の魅力を高める。

（取組方向）

- ・ 文化資源を活用することにより、デザイン面などの商品開発や観光地のさらなる誘客につなげる。
- ・ グローバル社会の進展もふまえ、多様な文化を受け入れ、交流し、創発する中で新たなみえの文化の創造につながるようなチャレンジを支援する。
- ・ 県立の文化施設が県内外の文化施設と展示や調査研究における連携を一層強化する。

【方向性4】情報の受発信

（ねらい）

県内外（海外を含む）にみえの文化の魅力を伝え、さらにみえを好きになってもらう。

また、日本や世界の文化にふれることで、みえの文化を見つめ直すとともに、文化に対する関心を高めてもらう。

（取組方向）

- ・ ターゲットとコンテンツを明確にし、それぞれに相応しい手法（広報媒体）でみえの文化に係る情報を発信する。

- ・ 文化施設における企画展示などにより日本や世界の文化を紹介することを通じて、文化の持つ価値やおもしろさ、奥深さを伝える。

【方向性5】文化の拠点機能の強化

(ねらい)

文化施設の集積を生かして、市町等との連携を強化する中で、「文化交流ゾーン」の成果を広く全県域に届けるとともに、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場とする。

(取組方向)

「文化交流ゾーン」を構成する文化施設が、芸術性の高い場の提供とともに、おもしろくて、楽しい空間づくりを行うなど拠点機能を強化することに加え、事業や運営における連携を一層強化する。

また、県立の文化施設に留まらず、市町や民間の文化施設との連携を一層強化する。

3 重点施策

上記2のとおり、5つの方向で施策を実施していくが、厳しい財政状況もふまえ、特に重点的に実施すべき施策（重点施策）を位置づけて、効率的かつ効果的に取り組んでいく。

なお、10年先を見据え、これからの本県を担う人材の育成により力を入れるべきこと、さらには、三重県総合博物館の開館により三重県総合文化センター周辺地域に県立文化施設が集積する機会を捉え、それらが持つ本県の文化行政の拠点としての機能を一層強化することが重要であることをふまえ、当面、「【方向性1】人材の育成」と「【方向性5】文化の拠点機能の強化」を重点施策とし、それぞれ次に掲げるような取組を実施する。

【方向性1】人材の育成

- ・ 子どもたちへの文化芸術鑑賞・体験機会の提供
- ・ アートマネジメント人材や舞台技術者等の育成研修の実施
- ・ 日本や世界で活躍できる子どもたちを育てるための発表の場づくり
- ・ 県内外の若いアーティストが交流し、活動できるフィールドづくり

など

【方向性5】文化の拠点機能の強化

- ・ 芸術性・専門性の高いサービスとともに、おもしろくて楽しい企画の提供
- ・ 見やすいキャプションプレートの設置やわかりやすい説明など観覧環境の改善
- ・ 利用者の立場に立った真心のこもった対応などホスピタリティの向上

- ・市町等の施設も含めた施設間の連携による多様な文化芸術にふれる機会の提供（イベントの開催時期の調整、統一テーマによる事業の実施）
- ・本県ゆかりのアーティストとの協働による展覧会の開催やワークショップなど県民参加型事業の実施
- ・各施設の役割分担による世代等を超えて楽しめる場づくり
- ・学芸員など各施設の人材の育成と専門分野を越えた交流の充実
- ・施設・設備の共同利用等による利用者の利便性・快適性の向上、管理運営の効率化・合理化

など

VI 「文化交流ゾーン」のめざす姿等と施設の運営手法のあり方

本県では、平成26（2014）年4月の三重県総合博物館の開館を機に、県立美術館を含む三重県総合文化センター周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、全体としての魅力を高めることで、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することをめざしている。

そのような目標に向けて、三重県文化審議会（文化交流ゾーン検討部会）における調査・審議をふまえ、県立文化施設の集積とその活用という視点から、「文化交流ゾーン」のめざす姿等や施設の運営手法のあり方を次のとおり整理する。

1 「文化交流ゾーン」のミッション（理念、使命）

「文化交流ゾーン」を構成する各県立文化施設が、それぞれの独自性を生かしながら、集積の利点を生かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となること。

2 「文化交流ゾーン」のめざす姿

上記のミッションをふまえ、各施設がめざす姿を次のとおりとする。

- ・市町や地域との対話・連携を強化することを通じて、地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引する中核的な施設
- ・観覧環境の改善や来館者満足につながる対応を行うとともに、県民の立場から企画立案することを通じて、それぞれの魅力を高め、再び来館していただけるような施設
- ・それぞれが個々の役割を果たすとともに連携を強化することを通じて、新たな魅力を創出する施設

3 「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営手法のあり方

三重県文化審議会における検討結果をふまえ、「文化交流ゾーン」を構成する

施設の運営に係る3つの基本的な考え方および運営手法のあり方をそれぞれ次のとおりとする。

(1) 3つの基本的な考え方

- ① 県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること
- ② 経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かされるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること
- ③ 学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること

(2) 運営手法のあり方

上記の3つの基本的な考え方や現行制度上の制約等を総合的に勘案し、次の運営手法を念頭に引き続き検討を進めていくこととする。

【指定管理+地方独立行政法人(+直営)】

現在指定管理者制度を導入している三重県総合文化センター(県立図書館を除く)には引き続き指定管理者制度を導入し、三重県総合博物館および県立美術館は地方独立行政法人化する。

なお、県立図書館については、県直営にする場合と、総合文化センターとともに指定管理の対象にする場合の2つのパターンが考えられる。

また、一体的な運営を実現するため、「(仮)経営会議」を設置する。

なお、今後の検討にあたっては次の点に留意する。

- ・ 「(仮)経営会議」については、収益性と公益性のバランスを考慮しつつ、個々の施設の機能を強化し、集積の効果を引き出すためには総合的なマネジメントが必要であるとの認識のもと、その役割等詳細な制度設計を行うとともに、地方独立行政法人化に関連する国の動向等をふまえ、具体的に検討する。
- ・ 市町の施設等との連携協力の観点から、市町の意見を十分に聴取するとともに、学校教育や社会教育と関係が深いことから、関係者の意見を十分に聴取して検討する。

なお、「文化交流ゾーン」という名称については、三重県文化審議会における意見(もう少しわかりやすい名称、もっとよい名称をつけるべきではないか)もふまえ、最終案の取りまとめに向けて、引き続き検討する。

VII 方針の推進にあたって

※ 最終案の取りまとめに向けて、今後検討する。

「三重の文化振興方針」の成果と課題

(1) 広げる・高める(人と人、活動の交流の中で、文化を広げ高める)

(成果)

- ・ 県民が多様な文化芸術にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供
- ・ 文化団体活動への助成や文化に関する顕彰などを実施
- ・ 県立文化施設が「文化と知的探求の拠点」としての機能を高め、公演や展覧会等を通じて、高い芸術性や本物の文化にふれる機会を提供
- ・ 所蔵する資産等を広く活用し、移動展示などのアウトリーチ活動にも注力

(課題)

- ・ 県民、特に次代を担う子どもたちが多様な文化にふれ親しむ機会を一層提供することにより、創造力やコミュニケーション能力のある人材を育成する必要がある
- ・ 「みえ文化芸術祭」については一層の認知度向上が必要である
- ・ 文化活動助成や顕彰については県民への一体的なメッセージが必要である

(2) 守る・伝える(地域の自然と歴史・文化遺産、生活文化を保存、継承する)

(成果)

- ・ 国史跡齋宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習を支援
- ・ 調査・研究の成果をふまえて、齋宮跡東部地区の整備に着手
- ・ 県史編さん事業については、29巻35冊の内21巻27冊を刊行
- ・ 歴史的・文化的に価値の高い公文書を収集・選別し、保存

(課題)

- ・ 齋宮跡は全国でも例のない史跡であり、調査の継続・発展が必要である
- ・ 東部地区整備は、保存・継承だけでなく、観光振興・地域の活性化にもつなげるため、積極的な広報と、地域と連携した活用策の検討が必要である
- ・ 県史編さんは、執筆依頼や資料の整理等を的確に行いながら、未刊行の巻について、進捗度の高い巻の編さんを集中的に進める必要がある

(3) つながる・発信する(日本の他地域や世界とつながる)

(成果)

- ・ 子どもたちを対象に、県の施設や文化団体と連携して文化体験事業を実施し、受け入れた学校側からも高い評価
- ・ 三重大学と連携して県内の歴史文献データを収集
- ・ 県立博物館、教育委員会と連携して古文書調査人材を育成
- ・ 地域の歴史資料の散逸防止等を支援するため、市町とのネットワークを構築
- ・ 三重の文化情報を総合的に発信し、ホームページのアクセス数が大きく増加

- ・ 齋宮歴史博物館では、各種展覧会に加え県内外での広報活動を実施
- ・ 日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で、文化分野の連携・交流を促進（「奈良県立万葉文化館、島根県立古代出雲歴史博物館、齋宮歴史博物館の文化交流協定」の締結（平成25（2013）年3月）
- ・ 「俳句のくに・三重」を県内外に広く発信するため、全国俳句募集を実施（課題）
- ・ 文化ボランティアの育成、ニーズ把握等、学校との情報伝達を適切に行う仕組みづくりが必要である
- ・ 情報コンテンツの整備とともにインターネットを活用することにより、三重の多様な文化の魅力を効果的に発信する仕組みをさらに充実させる必要がある
- ・ 従来からの取組を継続しているもののねらいが不明確になっている事業について検証を行い、抜本的に見直す必要がある

(4) 創造する・生かす（未来に向けて、今を生きる私たちの文化を創造し、くらしやまちづくりに生かす）

(成果)

- ・ 県の施設や文化団体、教育委員会と連携して、小中学校での文化体験事業を実施し、学校・保護者からも高い評価
- ・ 伝統芸能やオペラなどの公演と事前の学習講座、県立図書館の関連書籍等の紹介を組み合わせ、県民の関心をより高める取組の定着
- ・ 齋宮歴史博物館では、地元小学校への出前講座や外部への講師派遣のほか、関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ・ 歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援
- ・ 県民文化祭に「新分野展示」部門を創設（平成19（2007）年～平成21（2009）年）
- ・ 自殺防止対策の啓発事業と文化会館事業のタイアップ
- ・ 全国俳句募集事業にあたり三重ブランド等の食材生産者等が協賛
- ・ 県内の歴史街道散策マップ情報を観光局に提供

(課題)

- ・ 新たな文化の創造・発展につながる取組や施策をつなぐ取組はあるものの、全体としての成果が見えにくいことから、それぞれの取組を連携させ、効果的に実施することにより、新たなみえの文化の創造につなげる必要がある
- ・ 施策の連携は事業担当者ベースで、かつ経験を蓄積しているレベルにとどまり、全体としては脆弱であるため、相乗効果を発揮できるよう一層連携を強化する必要がある
- ・ 施設・文化団体だけでなく市町、学校、業界団体等幅広い関係者との関係を

構築する必要がある

- ・ 各部が所管する施策との連携を進めるとともに、その成果を共有できる仕組みが必要である

(5) 支える（文化振興の取組を支える）

（成果）

- ・ 三重県総合文化センターは、指定管理者制度の導入による効率的・効果的な施設運営、質の高い事業展開が行われ、施設稼働率、顧客満足度で全国屈指の水準を維持
- ・ 三重県文化会館では、県民のニーズに応えた公演など幅広い取組を、三重県生涯学習センターでは、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供を、県立図書館では、新しい改革計画「明日の県立図書館」の取組を、県立美術館では美術に対する県民の関心をより高める多彩な企画展示を実施
- ・ 「源氏物語」などの共通テーマの下で各拠点の専門性を生かす展示・体験事業を、民間の有識者等と連携して実施
- ・ 各施設の機能充実と相互の連携を図るため、施設連絡会議を継続的に開催
- ・ 文化団体等の活動を活発にしていくための情報共有の仕組みづくりを支援
- ・ 施設、設備の機能を保ち安全に利用できるよう、所要の修繕を適切に行うとともに、経年劣化による故障や事故を予防するための改修を実施

（課題）

- ・ 県立の各文化施設が中核的な拠点としての機能を一層強化する必要がある
- ・ 施設間の情報共有は進んだものの、連携の取組は広がっていないことから、連携を一層推進する必要がある
- ・ 県立図書館は、より多くの県民の学習活動を支援するため、市町等と連携し、引き続き、県全体の図書館サービスの向上をめざす必要がある
- ・ 文化団体等の活性化のため、関係者相互の情報共有が適切になされるよう、側面から支援していく必要がある
- ・ 老朽化に対応するため、三重県総合文化センター以外の施設についても長期的な維持管理計画が必要である
- ・ 文化振興基金の残高が少なくなっており、抜本的な対策が必要である

3 三重県総合博物館 (M i e M u) について

1 開館(4月19日)から6月15日までの展示観覧者数

(単位：人)

| 基本展示 | 企画展示 4/19～5/18 | 企画展示 5/24～6/22 | 合 計 |
|--------|----------------|----------------|---------|
| | M i e M u 発進! | 「日本の心」 | |
| 64,942 | 38,591 | 10,626 | 114,159 |

*平成26年度目標 22万人

*6月1日(開館から39日目)に入館者数10万人を達成し、セレモニーを実施

2 来館者アンケートの実施

基本展示室と企画展示室において、来館者アンケートを実施

[主な項目]

- ①興味を引く展示の有無
- ②展示から得た新たな考え
- ③改善する点の有無 など

[来館者意見に基づく改善内容]

- ・企画展示の解説の文字を大きく読みやすく改善
- ・展示室の観覧順路表示を増設
- ・館内諸施設の配置図を増設
- ・混雑時には購入希望チケットを予め聴取し、発券を円滑化 など

3 今後の予定

(1) 民間企業等との連携

①コーポレーション・デー

- ・多くの方に博物館に親しんでいただくきっかけとして、企業等の協賛により、特定の日の基本展示観覧料を無料化
- ・協賛企業等は、チラシの配布など、自らの広報活動を実施

(実施予定)

- ・株式会社ケーブルコモンネット三重 平成26年6月22日(日)
- ・三重県信用農業協同組合連合会 平成26年6月29日(日)

②交流展示

- ・「四日市でカツオと野鳥をはぐくむ工場～たんけん味の素東海事業所」(10/4～11/24)
カツオの資源保護や、事業所内(四日市市)の池を利用したバードサンクチュアリ
の取組などをテーマとした展示

(2) 県内博物館等との連携

①三重県博物館協会加盟館園との連携

「我が館はここから始まった 三重県博物館協会 40 周年記念展」(6/28～7/13)

三重県博物館協会加盟の館園が集まり、それぞれの成立に関わる資料を展示

②まちかど博物館との連携

「三重のまちかど博物館」(12/2～12/23)

県内にある約 500 館のまちかど博物館の資料等を一堂に会して展示

(3) 開館記念企画展

[第3弾]「でかいぞ ミエゾウ!～化石が語る巨大ゾウの世界～」(7/29～9/28)

約 350 万年前のミエゾウや当時のさまざまな化石、その後のミエゾウが進化して小型化したアケボノゾウや当時の気候激変の証拠となる化石を一堂に展示

[第4弾]「祈りと癒しの地 熊野」(10/11～11/24)

紀伊山地の霊場と参詣道世界遺産登録 10 周年を記念して、県内に残る文化財を中心に熊野の歴史と文化を紹介

[第5弾]「ふたりのウェディング事情」(H27/1/10～3/8)

いまどきの結婚式の事情や、あまり知られていない本県の結婚式の風習を紹介
関連行事として、1 組限定の博物館ウェディングを実施

[第6弾]「親鸞 高田本山専修寺の至宝」(H27/3/21～5/10)

17 年に一度、津市の真宗高田派本山専修寺で行われる一光三尊仏の御開扉行事にちなんで、専修寺に伝わる浄土真宗の開祖親鸞にまつわる数々の宝物を紹介

4 生活排水対策について

1 現状と課題

(1) 現状

生活排水については、公共用水域の水質保全・改善に向けて陸域からの汚濁負荷を削減するため、平成18年3月に策定した「三重県生活排水処理アクションプログラム」に基づき県と市町が連携し、下水道、農業集落及び漁業集落排水処理施設等の集合処理施設のほか、合併処理浄化槽により生活排水処理施設の整備を進めています。

これら施設の整備率は、平成10年度に40.5%（全国40位）であったものが平成24年度には79.5%（全国30位）まで向上し、施設整備は着実に進展してきましたが、全国平均の88.1%と比べると依然として低い状況にあります。

また、本県では合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備率が26.3%（平成24年度）と、全国平均の8.8%と比べてかなり高く、合併処理浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

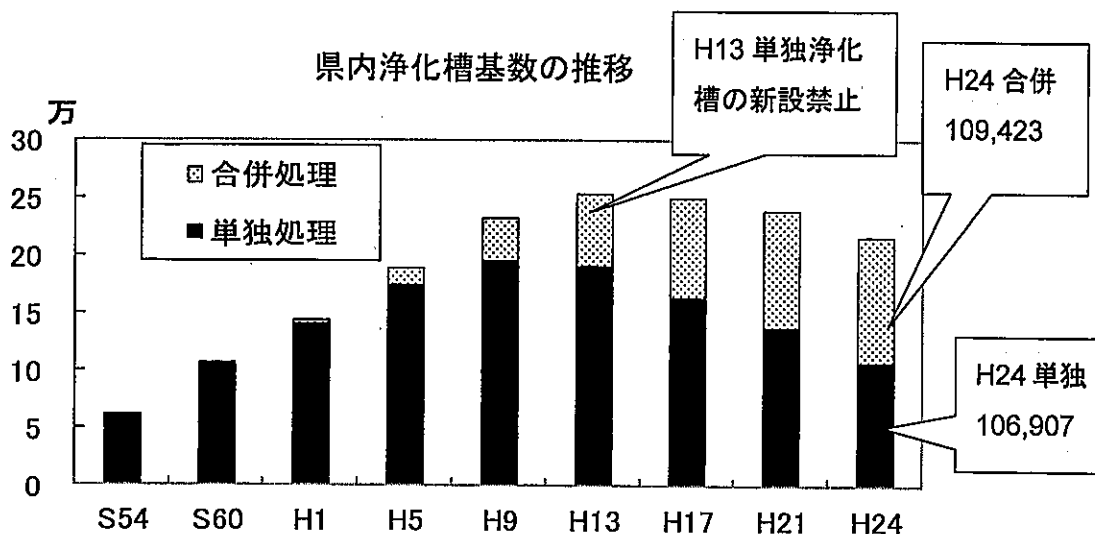
(2) 課題

浄化槽は、平成24年度末で単独処理・合併処理を合わせて約22万基中約半数（10万7千基）が単独処理浄化槽という状況で、汲み取り人口と合わせると約38万人の未処理人口が残されています。

こうしたことから、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換が求められているところです。

さらに、合併処理浄化槽の設置は個人の意向に左右されることから面的整備は進まないため、市町が主体となって計画的に浄化槽を設置し、維持管理を行う市町整備型による整備促進も必要です。

また、浄化槽は、適正に維持管理が行われることにより良好な放流水質が得られることから、「保守点検」、「清掃」及び「法定検査」の適正な実施が重要です。



2 取組状況

(1) 合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置時の県費補助金制度を改正し、平成 24 年度から単独処理浄化槽や汲み取り便槽を廃止して合併処理浄化槽を設置する場合には、撤去費や配管費の上乗せ補助を実施しており、この制度を活用して転換の促進を図っています。

平成 24 年度は周知期間が短かったため 2 市町が制度を活用したのみでしたが、平成 25 年度には 15 市町が活用し、平成 26 年度には 17 市町が活用して転換の促進を図る予定です。

(2) 市町整備型による浄化槽の整備

平成 25 年度には 5 市町において市町整備型で浄化槽整備が実施され、平成 26 年度には 7 市町が実施を予定しています。今後さらに多くの市町においてこの事業が採用されるよう、平成 24 年度から 27 年度までの時限措置として、市町整備型事業の導入可能性の調査にも補助金制度^{*1}（補助率 1/6）を創設し、財政的にも支援しているところです。

※1 国では 1/3 を補助する制度がある。

(3) 浄化槽の適正な維持管理

全ての保守点検業者を対象として、高度化する浄化槽に対応するためのスキルアップを目的とした技術講習会等を開催しています。

また、法定検査については、指定検査機関である一般財団法人三重県水質検査センター及び市町と連携して、前年浄化槽法の 7 条検査^{*2}を受検した浄化槽管理者を直接訪問して 11 条検査^{*3}の受検を促すなど受検率の向上を図っています。

※2 使用開始後 3 月を経過した日から 5 月間に行わなければならない水質に関する検査

※3 毎年 1 回行わなければならない水質に関する検査

3 今後の対応

平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省連名で公表された「(新)都道府県構想策定マニュアル」の中で、今後 10 年程度を目標に生活排水処理施設の整備を「概成」(概ね完了)、長期(20 年～30 年後)における既存施設の効率的な改築・更新や運営管理手法、発生汚泥の利活用をふまえた処理計画の策定、目標達成に向けた進捗管理と公表による「見える化」などが新たに盛り込まれました。

「(新)都道府県構想策定マニュアル」に基づき、11 月を目途に三重県版「生活排水処理基本方針」を打ち出し、市町と連携して新たな「三重県生活排水処理アクションプログラム」を策定し、効率的な生活排水処理施設の整備を進めます。

5 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況について

1 「三重県リサイクル製品利用推進条例」

(1) 背景・目的

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生活から、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能となる社会への転換期において、リサイクル製品の利用を推進することで、地域の環境保全に貢献することが可能となるよう、平成13年3月に「三重県リサイクル製品利用推進条例」が制定されました。

本条例は、リサイクル製品の利用を推進することとリサイクル製品の利用推進を通じてリサイクル産業の育成を図ることによって、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、県がリサイクル製品を認定し、その製品を購入、使用することにより、リサイクル製品の認知や普及を促し、それによって、県民、市町、事業者等によるリサイクル製品の利用拡大をめざすものです。

(2) 認定の流れ

県は、平成13年3月に制定した「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき、安全性や品質等について「三重県リサイクル製品認定委員」に意見を聞いたうえで審査を行い、基準に適合したものを「認定リサイクル製品」として認定します。

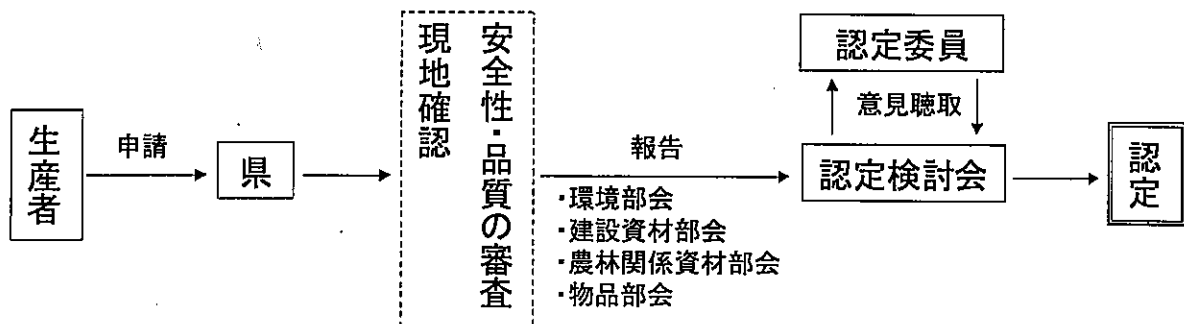


図 リサイクル製品認定フロー

2 平成 25 年度の認定リサイクル製品の使用・購入状況等

平成 25 年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、購入金額 1,134,830,223 円で、使用実績があった事業者数は 56 事業者でした。

また、平成 25 年度は、新規 3 事業者 7 製品、更新 9 事業者 12 製品を認定し、平成 26 年 3 月 31 日現在、54 事業者の 78 製品を認定しています。

表 1 三重県の使用・購入実績 (条例第 15 条第 2 項に基づく報告) (単位:千円)

| | 建設資材 | | 農業資材 | 物品等 その他 | 合 計 |
|------|--------------------------------|------------------------------------|--------------|-----------------|----------------------|
| | 土 砂 類 (改良土、サンドクッ ション材など) | そ の 他 (グレーチング、コンク リート二次製品など) | 肥料等 | | |
| 25年度 | (13事業者) 95,050 | (41事業者) 1,039,500 | 実績なし | (2事業者) 280 | (56事業者) 1,134,830 |
| 24年度 | (9事業者) 90,067 | (26事業者) 1,118,981 | 実績なし | (7事業者) 480 | (42事業者) 1,209,528 |
| 23年度 | (9事業者) 49,630 | (27事業者) 935,587 | (1事業者) 1 | (5事業者) 682 | (42事業者) 985,900 |
| 22年度 | (10事業者) 81,576 | (29事業者) 1,294,266 | (1事業者) 50 | (6事業者) 9,501 | (46事業者) 1,385,393 |

表 2 リサイクル製品認定状況 (各年度末の認定数) (単位:件数)

| | 建設資材 | | 農業資材 | 物品等 その他 | 合 計 ()は事業者数 |
|------|--------------------------------|------------------------------------|------|------------|-----------------|
| | 土 砂 類 (改良土、サンドクッ ション材など) | そ の 他 (グレーチング、コンク リート二次製品など) | 肥料等 | | |
| 25年度 | 20 | 47 | 1 | 10 | 78(54) |
| 24年度 | 20 | 54 | 3 | 14 | 91(55) |
| 23年度 | 20 | 52 | 4 | 14 | 90(59) |
| 22年度 | 19 | 62 | 3 | 17 | 101(59) |

3 平成 25 年度のリサイクル製品認定制度にかかる取組状況

(1) 認定リサイクル製品の安全性

認定リサイクル製品の安全性について、立入検査 (32 事業者 37 工場) や生産者からの適合状況報告により確認しました。また、立入検査時には、土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等について、製品サンプル (27 件) を採取し、6 価クロムやヒ素等の重金属の溶出試験による分析・検証を実施しており、全ての製品について認定基準に適合していることを確認しました。

(2) 認定リサイクル製品の利用拡大

三重の環境のホームページへの掲載、環境月間における県庁展示ブースの出展やパンフレットの作成等により、リサイクル製品のPRに努めました。

また、県の公共工事においては、認定リサイクル製品を利用するための発注機関への説明会の開催や設計時のチェックリストによる確認を行うなどにより、認定リサイクル製品の利用拡大に努めました。

4 今後の対応

(1) 安全性の確認

新規や更新の認定時には、認定基準と照らし安全性等に関する審査を厳格に行います。

また、リサイクル製品に対する立入検査を随時実施し、サンプリング調査を行うなど、認定済みの製品についても安全性の確認を行います。

(2) 利用拡大

リサイクル製品のPRに努め、県民のみなさんの「リサイクル製品」に対する認知度を高めるとともに、国、市町での利用促進や県の公共工事等における優先的な使用など、認定リサイクル製品の利用推進に向けた取組を進めます。

(参考) 三重県リサイクル製品認定委員名簿(平成26年6月6日現在)

| 氏名 | 所属・役職 | 専門分野等 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| 石黒 覚 | 三重大学生物資源学研究科 | 農業土木、建設材料 |
| 金子 聡 | 三重大学工学研究科教授 | 環境化学、分析化学 |
| 下野 晃 | 鈴鹿工業高等専門学校教授 | 無機材料化学 |
| 中野 昭彦 | 公益財団法人三重県産業支援センターサブコーディネーター | 流通・金属加工 メカトロ・ロボット機械、生産管理 |
| 長原 滋 | 鈴鹿工業高等専門学校教授 | 有機合成化学 |
| 丸山 直樹 | 三重大学工学研究科准教授 | 環境工学、熱工学、エネルギー変換工学 |
| 三島 直生 | 三重大学工学研究科准教授 | コンクリート工学 |

6 各種審議会等の審議状況について

(平成26年2月17日～平成26年6月2日)

1 三重県私立学校審議会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県私立学校審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年3月27日 |
| 3 委員 | 会 長 宗村 南男 委 員 藤内 隆志 他10名 |
| 4 諮問事項 | 学校法人の設立認可について 他2件 |
| 5 調査審議結果 | 学校法人の設立認可他2件について審議され、すべて「認可することに異議はない」と答申された。 |
| 6 備考 | 次回開催日：未定 |

2 三重県立図書館協議会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県立図書館協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年3月19日 |
| 3 委員 | 会 長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委 員 岸 葉子 他7名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 三重県立図書館改革実行計画・平成25年度アクションプログラムの進捗および平成26年度アクションプログラム案等について協議、意見交換が行われた。 |
| 6 備考 | 次回開催日：平成26年6月17日 |

3 三重県立美術館協議会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県立美術館協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年3月5日 |
| 3 委員 | 会 長 石原 義剛 副会長 岡野 友彦 委 員 伊藤 英子 他9名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 平成25年度美術館事業進捗状況、平成26年度美術館事業概要および平成25年度文化審議会での議論について説明し、意見交換が行われた。 |
| 6 備考 | 次回開催日：未定 |

4 三重県環境影響評価委員会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県環境影響評価委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年4月28日 |
| 3 委員 | 会長 太田 清久 副会長 塚田 森生 委員 立花 義裕 他17名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 新委員就任に伴う会長・副会長の選出及び今後の調査審議予定について説明を行った。 |
| 6 備考 | 次回開催日：未定 |

5 三重県環境影響評価委員会 小委員会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県環境影響評価委員会 小委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年3月11日、平成26年4月28日 |
| 3 委員 | 小委員会委員長 太田 清久 (平成26年3月11日) 塚田 森生 (平成26年4月28日、委員改選に伴う変更) 委員 立花 義裕 他6名 |
| 4 諮問事項 | 亀山試験施設用地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について |
| 5 調査審議結果 | 小委員会での指摘事項について事業者から見解説明を受け、環境影響評価準備書に記載された内容について審議された。 |
| 6 備考 | 次回開催日：未定 今後の予定：審議結果についてとりまとめ、小委員会の調査審議結果をもって評価委員会の調査審議結果とし、平成26年5月30日答申。 |

6 三重県公害事前審査会 小委員会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公害事前審査会 小委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年5月20日 |
| 3 委員 | 小委員会委員長 武本 行正 委員 金子 聡、鈴木 透 |
| 4 諮問事項 | 株式会社グリーンエナジー津 発電所の新設計画に対する公害の防止に関する技術的事項に係る意見について |
| 5 調査審議結果 | 三重県公害事前審査要綱第4条に基づき提出された資料について事業者から説明を受け、記載された内容について審議された。 |
| 6 備考 | 次回開催日：未定 今後の予定：審議結果についてとりまとめ、小委員会の審査結果を審査会の審査結果とし、平成26年6月中に答申予定。 |

7 三重県男女共同参画審議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県男女共同参画審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年3月12日、平成26年6月2日 |
| 3 委員 | 会長 佐伯 富樹 副会長 川口 節子 委員 伊藤 和子 他17名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 平成25年三重県男女共同参画審議会による提言と評価に対する取組について報告し、今後の評価について検討された。 男女共同参画施策の実施状況の評価を行うスケジュール等について検討された。 |
| 6 備考 | 次回開催日：未定 今後の予定：平成26年7～9月の間に、各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施の予定。 |

8 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年3月17日、平成26年3月31日 |
| 3 委員 | 委員長 青木 雅生 副委員長 先浦 宏紀 委員 川端 郁子 他3名 |
| 4 諮問事項 | 指定の申出に係る諮問（1件） |
| 5 調査審議結果 | 諮問案件について審議され、継続審議となった。 |
| 6 備考 | 次回開催日：平成26年7月2日 今後の予定：諮問案件の審議及び意見交換を実施予定 |

9 三重県消費生活対策審議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県消費者生活対策審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年2月25日 |
| 3 委員 | 会長 茂木 穰 副会長 鈴木 真由子 委員 上井 長十 他11名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 第二次三重県消費者施策基本方針の改定について説明し、意見交換が行われた。 |
| 6 備考 | 次回開催日：平成26年7月予定 |

10 三重県消費生活対策審議会 消費者教育研究部会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県消費生活対策審議会 消費者教育研究部会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年2月25日 |
| 3 委員 | 会 長 小田 奈緒美 副会長 小野 芳孝 委 員 加藤 拓也 他4名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 正副会長が選出された。 三重県消費者教育の現状について説明し、意見交換が行われた。 |
| 6 備考 | 次回開催日：平成26年7月予定 |